

いただいた御質問に対する回答について
(平成 25 年 1 月 17 日開催 レセプト情報等の提供に関する事前説明会でいただいたご質問)

| | 質 問 | 回 答 |
|---|--|--|
| 1 | レセプトデータの正規化、データテーブル作成時、およびデータ分析時に作成する SQL のクエリ文や分析ロジック(プログラム)は、中間生成物等にあたらないとの認識で良いでしょうか。(クエリやロジックそのものには、レセプト情報は一切ないとの前提。そのようなクエリやロジックはNDB利用場所以外に保存したりしても良いか。データが災害等で消失してもロジックが残っていれば復旧しやすく、物理的に保管場所を分け、災害リスク等を分散したいため) | データを分析する際に発生する各種ロジックにつきましては、厚生労働省より提供したレセプト情報が一切ない場合に限り、利用者の知的財産と考えられますので、中間生成物にはあたらないと考えられます。したがって、別の場所で保存することも問題ありませんし、研究が終了した後も、利用者において所有していただくことは差し支えありません。ただし、あくまでも元のレセプト情報が一切含まれていないことが大前提となります。 |
| 2 | NDBの説明用の Web を英語で、短いものでいいので、あると論文執筆時にありがたいです。 | 現在準備の予定はありませんが、今後検討してまいります |
| 3 | サンプリングデータセットは、個人情報連結不可能匿名化されているので、倫理審査等不要との整理で良いでしょうか？ | サンプリングデータセットの取扱いにおいて求めているセキュリティ要件の水準を特別抽出におけるレセプト情報等の取扱いにおける水準と同等に設定している現時点では、倫理審査等は必要です。ただし、今後有識者会議などでも、引き続き議論してまいります。 |